

條及第十七條中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ改ム

附 則

本訓令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條（内閣統計局長ニ關ズル部分ヲ除ク）及第二條ノ改正規定ハ昭和十九年家計調査ヨリ之ヲ適用ス

厚生省人口局の昭和十八年度健民運動實施要綱の決定並に之に關する地方長官宛附帶通牒

皇國人口政策の根幹として特にその全國民的運動への展開を目標に昭和十七年以来實施せられた健民運動の昭和十八年度に於ける實施要綱は昭和十八年四月厚生省人口局に於て決定を見、健民運動の強化徹底に關する件、部落會、町内會健民部の整備に關する件等と併せて各地方長官宛通牒を見るに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度健民運動實施要綱

一、趣旨

大東亜戦争を完遂し大東亜圏を建設して其の悠久にして健全なる發展を開くは皇國の使命なり。之が目的達成の爲には、我が民族が永遠に發展すべき民族にして而かも大東亜圏の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要あると共に、我が國人口の急激にして永續的な發展増殖とその資質の飛躍的向上とを圖ることにより戦力並に生產力の增强を企圖するの要切なるものあるを以て、茲に本運動を展開し聖戰目的の完遂の一助たらしめんとす。

四八

二、名稱

健民運動

三、期間

五月一日より五月十日に至る十日間を強調期間とし五月八日（大詔奉戴日）を以て最高潮に達する如く指導すること。尚之を契機として今後永續的運動たらしむること。

四、目標

皇國の使命達成は士風の昂揚を圖り、質實剛健なる生活體制を確立し、之を基底として皇國民族の量的及質的增强を期するを以て基本條件とするの認識を徹底せしめ、更に之を基本として國民的實踐に迄押し進めること。

五、實施要項

一、本運動の徹底を圖る爲特に

一、皇國民族精神の昂揚

一、戰爭生活の徹底

一、出生增加と結婚の獎勵

一、母子保健の徹底

一、國民心身の鍊成

一、結核及性病の豫防撲滅

に重點を置き地方の實情に即し時に應じ右の内適切なる事項を選擇し各其の實踐強調に勉め以て實效を收むこと。

六、實施方法

本運動實施に當りては左の諸點に留意すること。

(一) 本運動を一時的運動たらしめず、永續的運動

たらしむること。

健民運動具體的事例

職效果を擧ぐるに努むること。

(三) 國民生活の實情と睨み合せ宣傳方法、內容等に細心の注意を拂ひ苟くも逆效果を生ぜしめざるやう努むること。

(四) 本運動を下より盛り上る國民運動として展開するため適切な實行計畫を樹つること。

(五) 官廳、學校、會社、工場、產業團體、鍊成團體、保健衛生團體、醫療團體、厚生團體、婦人團體等相互連絡を密にし其の協力の下に夫々適切なる實行計畫を樹て本運動の徹底を期すること。

(六) 部落會、町内會等に於ても夫々の實行計畫を樹立し國民全般に本運動を徹底せしむること。

(七) 大政翼賛會は關係機關及團體の連絡を圖り本運動の強力なる綜合的展開を推進すること。

(八) 官廳、學校、會社、工場その他各種團體に於ては本運動第一日を期し昭和十四年四月二十八日

皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する金旨の捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期すること。

(九) 従來實施し來れる各種の健康増進に關する運動、兒童愛護運動等保健衛生、國民厚生を目的とする運動は健民運動の一環として之を行ふこと。

(十) 前項に關し主要なる問題に付ては各地の實情に應じ本運動中に於て成るべく其の強調期日を豫め設定する等各種運動が競合に亘らざるやう特に留意すること。

一、皇國民族精神の昂揚

皇國民族の永遠に發展すべき民族たるの自覺を確

固にすると共に個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立徹底を圖ること。

一、戦争生活の徹底

國民をして皇國生活觀に徹底せしめ簡素剛健なる生活體制を確立し以て刻下の堅緊事たる戰力増強に積極的に寄與せしむるは大東亜戰爭完遂上緊要の事たるを以て左の事項の徹底を期すること。

一、皇國生活觀の確立

二、戦争衣生活の實行

三、戦争食生活の實行

四、簡素剛健明朗なる國民生活の徹底

五、出生增加と結婚の獎勵

國力の根源を爲す人口の增强は結婚と出生の増加に依るに鑑み男子二十五歳迄女子二十一歳迄の結婚

を奨励し一夫婦の出生數は五児以上に達することを目標とし左の事項の徹底を期す。

一、結婚報國思想の啓發

二、早期結婚及健全結婚獎勵

三、公共團體に於ける結婚相談施設の設置

四、會社、銀行、工場等に於ける結婚斡旋施設の設置

五、結婚斡旋機關相互の聯絡

六、結婚行事の改善と結婚費用の徹底的輕減

一、母子保健の徹底

イ、母性の保護

二、母性保護知識及母性保護思想の普及宣傳

三、勤勞女性の健康相談及指導

三、姪婦に對する奉仕診療

四、母性の過勞防止及栄養増進

五、妊娠婦手帳の活用

ロ、乳幼兒の育成

一、育兒知識及愛育思想の普及宣傳

二、乳幼兒の健康相談及育兒指導

三、乳幼兒保育施設の擴充

四、母乳榮養の獎勵

五、乳幼兒の榮養確保

一、國民心身の練成

一、決戰態勢下に於ける心身鍊成の趣旨の周知徹底

二、生活鍛錬と戰意の昂揚

三、勤勞生活に於ける體育の實踐(徒步通勤、體操、武道、厚生遊戯等)

四、青少年の鍛錬實行(體力章検定種目、武道、行軍等)

五、全國武德祭及日本體操大會の實施

六、體力科學に對する關心の昂揚と實行態度の反省

七、結核及性病の豫防撲滅

一、結核の豫防撲滅

二、集團檢診の徹底

三、患者家族に對する結核豫防の徹底

四、採光換氣の改善及外氣生活の獎勵

五、結婚斡旋機關相互の聯絡

六、結婚行事の改善と結婚費用の徹底的輕減

一、性病撲滅知識の普及

二、血清検査の勵行(殊に結婚に際し)

三、性病の豫防撲滅

一、職域に於て健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては當該職域を單位として健民會を設けしむることとするも既に產業報國會の組織有る場合は產業報國會をして健民實踐體を整備し健民實踐の實を擧げしむる様指導すること。

二、職域に於て健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては當該職域を單位として健民會を設けしむることとするも既に產業報國會の組織有る場合は產業報國會をして健民實踐體を整備し健民實踐の實を擧げしむる様指導すること。

三、職域に於て健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては當該職域を單位として健民會を設けしむることとするも既に產業報國會の組織有る場合は產業報國會をして健民實踐體を整備し健民實踐の實を擧げしむる様指導すること。

四、健民會の組織及實踐事項等に關しては部落會町内

永續的增强を企圖するは時局下堅緊の要務たるに鑑み今般之が一方途として部落會、町内會に健民部等の機構を整備し以て所期の目的達成に努むることと相成候も更に各職域に於ても健民會等の組織を整備し相呼應して健民對策の強化徹底を圖る様致度尙之等健民實踐體の運營に關しては概ね左記要領に依り其の機能發揮に努むる様致度。

記

一、健民實踐體は強兵健民を自途とする政府の健民方策に呼應し質實剛健にして明朗なる生活態勢の確立に依る皇國民の心身一如的向上發展を自途とする自

主的國民實踐組織なるを以て之が指導に當りては地方の實情に即し之が適切なる自治的活動の促進に重點を置き其の本來の使命達成に遺憾ながらしむる様指導上特に留意すること。

二、健民對策の強化徹底する爲の機構として地域的に健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては別途「部落會、町内會健民部の整備に關する件」内務次官並に厚生次官依命通牒に基き之を整備すべきも、職域的には官公衙及常時五十人以上の勤務者を有する團體、會社、商店、工場、事業場等に於て之を單位として健民實踐體を整備し健民實踐の實を擧げしむる様指導すること。

(昭和十八年四月八日
名地方長官宛厚生次官通牒)

會の健民部の組織及實踐事項等に準じて之を指導すること。

五、同一人が同時に健民部及健民會の組成員たる場合には例へば體力検査等は職域に於て行はしめ地域に於ては免除せしむる等實踐事項の性質に應じ適當分配し實踐の徹底を期すること。

六、健民實踐體に於ける實踐事項は各地方の實情に即し重點的に事業を實施せしめ苟くも着手したる事項に關しては實踐の徹底を圖るに努むること。

部落會、町内會健民部の整備に關する件

(昭和十八年四月八日
各地方長官宛内務厚生次官通牒)

七、健民實踐體毎に週、旬又は月を定めて實踐事項の申合せを行はしめ以て之が必行を期せしむること。

八、健民實踐體の實踐事項中自主的體力管理の實施に當りては左の諸點の實現に努むること 但し法令に依り實施するものあらば之を以て充つる様指導すること。

九、毎年一回健康診断を全員に行ふこと
口、學齡以上の者に對してはツベルクリン検査を行ひ陽性者以外一年二回之を行ふこと
ハ、検査の結果健康者に對しては不罹患心身の鍛錬に努めしめ弱者(例へば筋骨薄弱者、結核要注意者)に對しては適當なる保健指導を受けしめ病者に對しては療養の方途を講ぜしむること
ニ、身體に異常有る者は速に健康診断を受けしむること
ホ、妊娠の徵候有る者は速に妊娠婦手續規程に依り届出で診察を受けしむる他醫師又は助産婦に就き少くとも妊娠第五、六ヶ月頃及第八、九ヶ月頃の二回診察を受けしむること

ハ、妊娠に對しては可成尿検査、血壓検査及血清檢査を受けしむること
イ、母子保護、體力鍛成等必要なる事務を分任するを建

査を受けしむること

ト、新たに會員と爲りたる者に對しては必ず健康診斷を受けしむること
チ、其の他必要と認むる體力向上に關する措置及疾病豫防の措置を行ふこと

前とすること。

部長及委員の選任に付ては健民對策に付識見と熱意とを有し、率先垂範其の實踐育成に專念し得る人物を得るに努むること。

三、健民部に於ては概ね左の事項を實踐すること。

イ、體力検査其の他健康診斷に關する事項
ロ、武道及體鍛、修鍛其の他體力向上に關する事項
ハ、結核其の他傳染病の豫防に關する事項

ニ、母子保健に關する事項

ホ、出生增加の獎勵及結婚の獎勵斡旋に關する事項
ヘ、榮養の改善に關する事項

ト、環境衛生に關する事項

チ、其の他質實剛健なる國民生活の確立に關する事項

四、健民部の活動に當りては區域内の醫師、歯科醫師、薬劑師其の他健民對策の實踐指導上適當なる者をして率先之に當らしむるやう指導すること。

五、健民部の指導に當りては地方の實情に即し之が適切なる自治的活動の促進に重點を置き、形式的整備に流れざるやう留意すること。

六、從來の衛生組合にして地方の實情に應じ部落會、町内會に統合するを適當と認むるものは之を統合せしめ、其の行ふは事業部落會、町内會の健民部をして實施せしむるやう指導すること。

厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に關する地方長官宛通牒

一、部落會、町内會に健民部等の機構を設くることとし、土地の事情に依り必要あるときは町内會聯合會に於ても健民部を設くること從來之に相當する部制を有する部落會、町内會(町内會聯合會を含む以下同じ)に於ては其の事業を之に統合すること。
二、健民部には部長一名、要すれば委員若干名を置くこと

ホ、妊娠の徵候有る者は速に妊娠婦手續規程に依り届出で診察を受けしむる他醫師又は助産婦に就き少くとも妊娠第五、六ヶ月頃及第八、九ヶ月頃の二回診察を受けしむること

ハ、妊娠に對しては可成尿検査、血壓検査及血清檢査を受けしむること

イ、母子保護、體力鍛成等必要なる事務を分任するを建

農繁期等に於ける季節保育所の昭和十八年度に於ける一層の普及を目的として厚生省人口局に於いては季